

2014年5月16日

環境大臣 石原伸晃 殿

いのちとくらしを守る熊本ネットワーク

代表 榎本 光男

上田たか子

久保田俊平

1、水俣病のすべての被害者の救済を求めての申し入れ

〈要望趣旨〉

水俣病は公式確認から 58 年が過ぎていますがいまだに解決していません。これはチッソ、国、熊本県の無策によるもので、責任が厳しく問われています。

水俣病特措法は住民の健康調査をせず、出生年、地域による線引きを是正することもせず、申請そのものを打ち切ってしまいました。この誤りは新たな裁判が始まっていることから明白です。また、公害健康被害補償法にもとづく認定申請も続き、特措法で水俣病を幕引きしようとした策略は完全に破綻したことを証明しています。

一方、環境省は昨年 4 月の最高裁判決や同年 10 月の行政不服審査会の裁決が出され、現行認定基準が厳しく批判されているにもかかわらず、判決などに沿ってそれを改めることをせず疫学的条件をより厳しくして審査にあたらうとしています。そして、県の認定審査を国に移しても同じ条件で判断される限り切り捨てが進むだけであり、また、この臨時水俣病認定審査会は行政不服審査の道を閉ざしておりきわめて不当と言わなければなりません。このような小手先の被害者を封じ込めようとする対策では水俣病は決して解決しません。

よって、以下、抜本的な対策を求めて申し入れます。

記

- 1 不知火海沿岸でまだどれだけの被害者が存在するのか、かつて熊本県が提唱したように 47 万人の健康調査を実施すべきです。
- 2 最高裁判所判決は、「被害者の症状が感覚障害だけの場合も含めて 52 年判断条件に示された症状の組み合わせが認められない者であっても、水俣病であるかどうか総合的に丁寧に判定する」と言っています。この趣旨が生かされるのが法治国家であり、疫学的条件を厳しくし水俣病の認定から締め出すことはやめるべきです。そもそも、水俣病の発生時から全住民の毛髪検査や臍帯検査を実施してこなかったのは加害者である国であり、その国が被害者住民に客観的資料の提出を求めるなど本末転倒です。ま

た、汚染は継続していたのであり、ある一定時期で汚染が完全に終了しているわけではありません。発症時期は千差万別であり主治医の診断こそ尊重されるべきです。

- 3 公健法上の地域指定は、認定患者が存在するかしないかで決められておりこれも不当です。昭和 30 年代、40 年代に水俣病の認定申請をすること自体が大変勇気のいることでした。水俣病が出れば魚が売れなくなるとか、重層的な差別や偏見を恐れ認定申請をしなかったのです。それをいまになって認定患者がいるかないかで地域で線引きし、出生年で線引きすることも不当です。
- 4 公害健康被害補償法上の補償制度の見直しを実施すべきです。95 年政治解決、特措法上の救済措置、いくつもの判決でも補償の中身はいくつもあります。それらをもとに見直すべきです。
- 5 水俣病は新しい認定申請者が名乗り出て、またノーモア・ミナマタ訴訟も始まっています。水俣病被害者救済問題はまだ解決していません。このようなときにチッソの子会社 JNC の株式を売却し、加害企業を消滅させることがあってはなりません。また、現在、国会で審議されている会社法の改正で、株主の同意を、チッソに限っては適用対象外にしようなどの動きは許してはなりません。

さらに、水俣湾や八幡プール群には水銀ヘドロが存在しています。加害企業が消滅することになれば今後の封じ込めや再発防止策は国民の税金で対応しなければならなくなります。これも不当なことです。このようなことが起きないようにチッソの消滅は行うべきではありません。
- 6 不知火海沿岸で水俣病総合対策医療手帳、水俣病被害者手帳を所持している住民が多数居住している自治体では国民健康保険財政への特別調整交付金が 100%支給されていません。水俣市の場合 75%しかきていません。熊本県は県の負担分について満額交付していますので国も一日も早く 100%交付し、国保財政の負担をなくすべきです。

2、阿蘇の世界ジオパーク認定と立野ダム建設について

〈要望趣旨〉

阿蘇ジオパークは、世界最大級の規模を誇る阿蘇カルデラと、現在も噴煙を上げ、平穏時は火口を見学することができる中岳など、日本を代表する活火山をテーマとしたジオパークである—阿蘇ジオパークのコンセプトです。

立野峡谷は、阿蘇ジオパークのサイトの一つです。その立野峡谷に、高さ 90メートルのコンクリートの立野ダム建設が進められています。

立野峡谷と一体をなす北向谷原始林は国立公園内の特別保護地区です。特別保護地区においては、自然景観の維持にとどまらず生態系の維持がもとめられ、現状変更行為は原則として認められないものとされています。北向山はスダジイ・ウラジロガシなどからなる照葉樹林であり、手つかずの原生林としてのまま残っている数少ない森林の一つです。だから国の天然記念物にも指定されているのです。

柱状節理が広く存在する立野峡谷一帯は、「阿蘇の成り立ちを知るうえでも貴重な場所」「地学の教科書のような場所」との専門家の指摘もあります。

鮎返りの滝は、立野溶岩、赤瀬溶岩より以前の溶岩（「鮎返り溶岩」）であり、阿蘇のなかで最古の溶岩でできています。数鹿流ケの滝は、浸食により黒川、白川の合流点より1750m後退し現在地にあるもので、「世界の阿蘇」のスケールを彷彿させるものです。

保全(地元の人たちが大地の遺産を保全する)、教育(大地の遺産を教育に役立てる)、ジオツーリズム(大地の遺産を楽しむジオツーリズムを推進し、地域の経済を持続的な形で活性化する)することを旨とするジオパークとして世界認定をめざす阿蘇にとって、立野ダム建設は決定的障害です。

《要望項目》

1. 日本ジオパーク委員会として、阿蘇の世界ジオパーク認定にとって、立野ダム建設は障害であるとの見解を寄せられること

以上